

## 大阪PCB廃棄物処理事業だより（No.62）

この度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された皆様、感染拡大により生活に影響を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。また、最前線で国民の健康福祉に貢献してくださっている医療従事者、介護従事者の皆様に心より感謝申し上げます。

### ◎PCB廃棄物の処理状況について

操業開始（平成18年10月）から令和2年6月30日までの処理実績は下表のとおりです。

対象物	処理実績（※登録台数比率）	
	近畿2府4県【総数】	大阪市【内数】
トランク類	2,699台(99.0%)	1,242台(99.6%)
コンデンサ類	82,608台(96.7%)	15,385台(94.5%)
PCB油類	2,014本(90.0%)	711本(95.4%)

※登録台数は令和2年6月30日現在の数値。

### ◎安全教育について

本年6月は、密集を避ける形態で、7回に分けて安全教育を開催しました。厚生労働省が発表しているフォークリフトなどの場内運転時の事故や天井クレーンの吊り荷落下等の事故、タンク内清掃時の中毒事故や油槽での火災など、全国で発生した多くの災害事例から、その原因や対策について認識を深め、設備面の不備だけでなく、原因の多くはヒューマンエラーにあるということを提起しました。

五感を駆使し、「もしも」や「もしかしたら」を意識してヒューマンエラーを防ぐことの重要性を確認し、あらためて所員一人一人が、作業手順の遵守や教育の重要性と危険予測への心掛けを認識しました。



#### ☆大阪PCB廃棄物処理施設見学方法☆

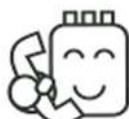
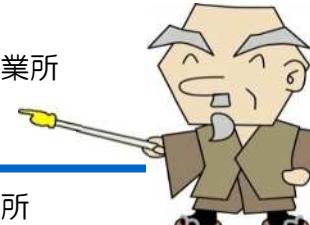
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため見学の受入れを見合せている可能性があるため、当社のホームページでご確認下さい。また、予約見学時は総務課へご連絡下さい。



- ・自由見学：西棟1階情報公開ルーム（月～金曜日の午前10時から午後4時まで）
- ・予約見学：西棟1階情報公開ルーム、見学者ホールなど

毎週火、木曜日（午前10時から・午後2時から）

【問い合わせ】 中間貯蔵・環境安全事業（株）大阪PCB処理事業所  
TEL：06-6468-0575  
ホームページ：<https://www.jesconet.co.jp>



【発行】

中間貯蔵・環境安全事業（株） 大阪PCB処理事業所  
総務課／安全対策課／運転管理課 06-6468-0575  
営業課（弁天事務所） 06-6575-5575

べんぞう

## ◎PCB 廃棄物の期限内処理に向けての取り組みについて

PCB 特別措置法（PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）に基づく PCB 廃棄物処理基本計画において、高濃度 PCB 廃棄物の処理については、我が国唯一の高濃度 PCB 廃棄物の処理業者である JESCO の大阪事業エリア（近畿 2 府 4 県域）では、「計画的処理完了期限」（保管事業者が JESCO に対し処理委託を行う期限）を令和 3 年度末、また、「事業終了準備期間」（処理が容易でない機器の存在や事業終了のための準備等を勘案した期間）を令和 6 年度末としています。

このような中、「計画的処理完了期限」内の処理を確実にするため、同法において、高濃度 PCB 廃棄物を保管する事業者が JESCO に処理を委託する期限である「処分期間」を、大阪事業エリアでは令和 2 年度末（「計画的処理完了期限」の 1 年前）までと定めています。

※低濃度 PCB 廃棄物の「処分期間」は令和 8 年度末まで。

高濃度 PCB 廃棄物の処理にあたっては、JESCO に対して PCB 廃棄物の処理の登録を行って頂くとともに、JESCO と処理委託契約を締結後、PCB 廃棄物を搬入して頂くことになります。

JESCO に PCB 廃棄物の処理の登録を行って頂いている保管事業者の中で、経済的な理由等色々な事情によって処理委託契約の締結に至っていない事業者に対して、当社では、当該事業者を所管されている府県市に情報を提供し、早期の契約締結や処理委託に向けての指導・立入調査等適切な対応をお願いしています。

また、所管されている府県市の求めに応じ、高濃度 PCB 廃棄物を保管しているにもかかわらず、未だに JESCO に処理の登録をしていない事業者へ働きかけを行うなど、PCB 特別措置法に定める「処分期間」内の処理委託完了に向けた取り組みを府県市と連携しながら行っています。

PCB 特別措置法では、「処分期間」内に JESCO に処理を委託しない保管事業者に対して、所管府県市は処分期間終了後、JESCO への処理委託未了保管事業者に対し改善命令の発出（命令違反には罰則規定）や、命令に従わない保管事業者に対しては、保管事業者に代わって JESCO に処理委託を行うこと（行政代執行）が規定されています。当社では、この行政代執行等への支援など、PCB 廃棄物の早期処理に向けた取り組みを進めています。

今後とも所管されている府県市との連携を強め、PCB 廃棄物の期限内処理に向けて取り組んでまいります。

